

すまいるセンターみなみ保育園

2023 年度

重要事項説明書



株式会社スマイルクルー

目 次

1	事業者の運営主体	p.1
2	事業の概要	p.1
3	施設・設備の概要	p.2
4	事業の目的、運営方針	p.3
5	職員体制	p.3
6	保育・教育を提供する日	p.4
7	保育・教育を提供する時間	p.4
8	利用料金	p.4
9	支払方法	p.6
10	提供する保育・教育の内容	p.6
11	給食等について	p.8
12	保護者に用意していただくもの	p.9
13	登園・降園について	p.10
14	保育園と保護者との連携について	p.10
15	健康診断、健康管理について	p.11
16	感染症対策について	p.12
17	医療的ケアが必要な児童の保育について	p.12
18	嘱託医	p.12
19	嘱託歯科医	p.13
20	地域防災拠点、広域避難場所	p.13
21	緊急時における対応	p.13
22	非常災害時の対策	p.14
23	賠償責任保険の加入状況	p.14
24	業務の質の評価について	p.15
25	苦情相談窓口	p.15
26	連携施設	p.15
27	地域の育児支援について	p.16
28	その他保護者に説明すべき事項	p.16

すまいるセンターみなみ保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	株式会社スマイルクルー
事業者の所在地	神奈川県横浜市西区平沼一丁目13番14号
事業者の電話番号・FAX	TEL: 045-316-4355 FAX: 045-316-4356
代表者氏名	岡田 純一
定款の目的に定めた事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園、幼稚園及びこども園の経営 ・ 学童保育に関する事業 ・ 保育士育成のための研修及び養成に関する事業

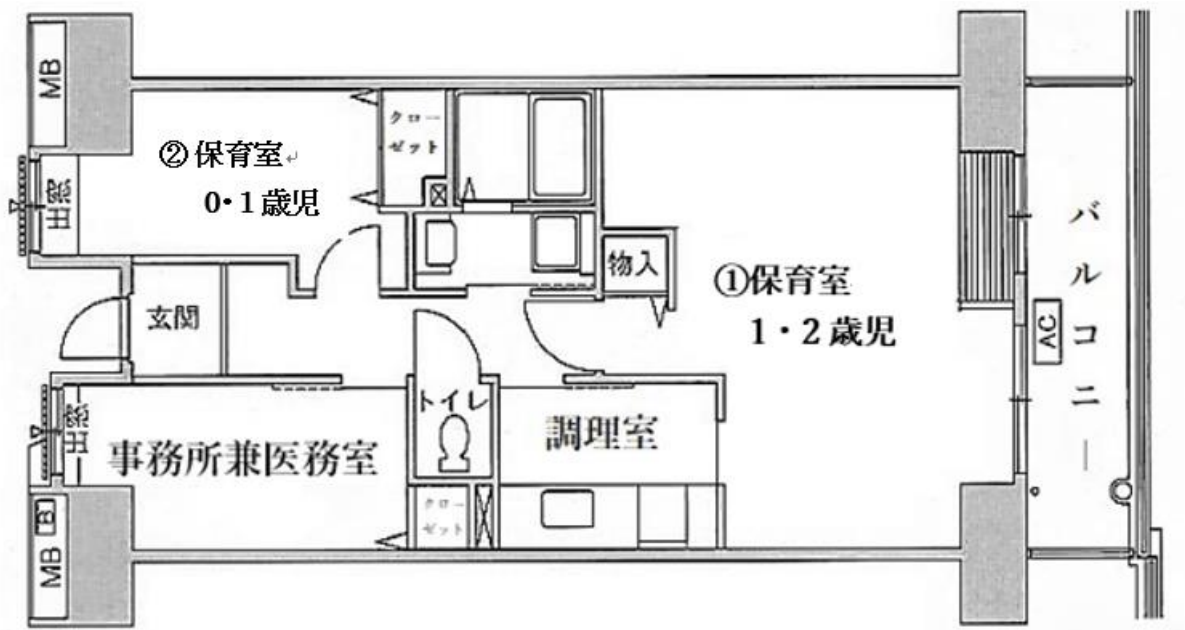
2 事業の概要

種別	小規模保育事業A型		
名称	すまいるセンターみなみ保育園		
所在地	神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎東三丁目5番6-104号		
電話番号・FAX	TEL: 045-511-8969 FAX: 045-479-2921		
責任者氏名	山片 奈保子		
開設年月日	平成24年11月19日 横浜市家庭的事業として開設 平成27年4月1日 小規模保育認可		
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児
	1人	5人	5人
取扱う保育事業	延長保育		
事業所番号	1410052002755		

3 施設・設備の概要

敷地面積		27,859 m ²	
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 14階建て 延床面積	
	延床面積	68.0 m ²	
施設設備の数と面積	保育室①	1室	23.10 m ²
	保育室②	1室	8.25 m ²
	調理室	1室	5.5 m ²
	医務室	1室	8.25 m ²
	幼児用トイレ	1個	m ²
設備の種類		冷暖房等、浴室	
屋外遊戯場（園庭）		屋外遊戯場 m ² （代替場所 茅ヶ崎 公園）	

事業実施場所 平面図 ※別途添



4 事業の目的、運営方針

目 的	<p>子ども達が安心して過ごせる居場所をつくり、社会に貢献できるような保育所運営をしていきます。</p> <p>子ども達はもちろん、保護者、保育スタッフ、その他関わる全ての方々の「笑顔」の為に、もうひとつの《おうち》を提供致します。</p>
運 営 方 針	<p>【保育理念】</p> <p><u>「enjoy!子育て」</u> …子育ては、みんなでやればもっともっと楽しくなります。ともに分かち合うことで、子どもの可能性がぐんと広がります。</p> <p><u>「think!生きる力」</u> …子どもが発する「なぜ?」「どうして?」を大切にし、失敗を恐れずに行動する気持ちを育てます。子どものありのままを受け止め、見守ることで、自ら考え生み出していく力を培います。</p> <p><u>「natural!健康な身体」</u> …自分が自分らしくいられるように、【みる・きく・ふれる・あじわう・かんじる】五感、直感、感性を大切にします。</p> <p>【保育方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> *働く保護者の視点に立ち、子育てを共に考えます。 *子どもが自主的に考え、行動できる姿を目指します。 *心身ともに健康で、自然体でいられる環境を整えます。 <p>【保育目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆健康で明るい子ども ☆友達と仲良く遊べる子ども ☆心豊かな子ども ☆意欲と思いやりのある子ども ☆強く生き抜く事ができる子ども

5 職員体制

責 任 者	1人（資格：保育士資格・幼稚園教諭2種免許状）
保 育 士	7人（常勤：2人、非常勤：5人）
栄 養 士	1人（常勤：1人、非常勤：人）

6 保育・教育を提供する日

開 所 日	月曜日～土曜日
休 所 日	日曜日・国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日年末年始(12 月 29 日～翌年 1 月 3 日)

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前 7 時 30 分から午後 7 時 00 分まで
土曜日	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間 (11 時間)

月曜日から金曜日の保育時間 (11 時間)	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
土曜日の保育時間 (11 時間)	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
延長保育時間	夕：午後 6 時 30 分から午後 7 時 00 分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間 (8 時間)

月曜日から金曜日の保育時間 (8 時間)	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
土曜日の保育時間 (8 時間)	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
延長保育時間	朝：午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分まで 夕：午後 4 時 30 分から午後 7 時 00 分まで

8 利用料金

利用料 (利用者負担)	保護者が居住する市町村が定める利用料
延長保育料	基本単価 : 30 分あたり 1,700 円(月額) 10 日以内利用 : 30 分あたり 850 円(月額) 第 2 子 : 50%減免 第 3 子 : 100%減免 A・B 階層 : 50%減免
延長保育間食代	A・B 階層 : 1 月利用 1,250 円, 10 日以内 620 円 C・D・E 階層 : 1 月利用 2,500 円, 10 日以内 1,250 円
その他	連絡帳 330 円/冊 (年間 5~7 冊) 寝具リース代 385 円 シーツ代 2,200 円/枚 カラー帽子代 1,700 円 日本スポーツ振興センター災害共済一部負担金 300 円/年 (要保護 30 円/年)

延長保育の考え方

- ・開所時間以外の時間、延長保育はありません。
- ・30分単位での算定です。
- ・設定した保育時間（8時間・11時間）を超える、前後の時間帯を利用する場合に「延長保育」となり、延長保育料の徴収対象となります。
- ・延長保育を利用する場合は、契約が必要です。
- ・申し出がなく、契約外で延長が発生した場合は、30分ごとに850円（第2子半額420円）を申し受けます。
- ・標準時間保育（7：30～18：30）

	7：30		18：30		19：00
延長保育は ありません	標準保育時間			延長保育	延長保育は ありません

18：30～開所時間の19：00までに延長保育をご利用された場合は、延長保育利用料がかかります。

※電車等の遅延等、突発的な理由で迎えが遅れた場合は、別途料金がかかります。（30分ごとに850円）

※やむを得ず、開所時間を過ぎて迎えに来た場合、時間外特別延長保育利用料として、15分1000円申し受けます。

- ・短時間保育（8：30～16：30）

	7：30	8：30		16：30		19：00
延長保育は ありません	延長保育	短時間保育		延長保育	延長保育は ありません	

開所時間7：30～8：30または16：30～開所時間の19：00までに延長保育をご利用された場合は、延長保育利用料がかかります。

※短時間保育利用の方は、延長保育はありませんが、仕事の都合で遅くなる可能性がある場合は、延長保育の適用となり、園との契約が必要です。

※電車等の遅延等、突発的な理由で迎えが遅れた場合は、別途料金がかかります。（30分ごとに850円）

※やむを得ず、開所時間を過ぎて迎えに来た場合、時間外特別延長保育利用料として、15分1000円申し受けます。

9 支払方法

保育料等は口座引き落としとなります。

※月末に締めました保育料、延長保育料、その他雑費を翌月初めに請求書にてお知らせいたします。

保育料等は毎月20日が口座引き落とし日です。土・日・祝日と重なった場合は翌日となります。

10 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針・教育及び保育の内容に関する全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

- ・働く保護者の視点に立ち、子育てを共に考えます。
- ・子どもが自主的に考え、行動できる姿を目指します。
- ・心身ともに健康で、自然体でいられる環境を整えます。

<毎日の保育・教育の流れ>※時間については目安となります

時間	乳児
7:30	開園
7:30	保育標準時間（11時間）開始 順次登園 自由遊び
8:30	保育短時間（8時間）開始 順次登園
9:30	朝の会 おやつ・水分補給
9:50	遊び（室内外）・散歩
11:15	給食 （年齢によって前後します）
11:45	午睡準備（歯磨き、着替え、排泄等）
12:00	午睡 （年齢によって前後します）
14:45	目覚め・排泄
15:00	おやつ
15:45	自由遊び、順次降園
16:30	保育短時間終了
18:30	保育標準時間終了
19:00	閉園

散歩のコース

近隣にある、なのはな公園、たんぼぼ公園、茅ヶ崎公園、つゆくさ公園、ささのは公園、緑道等に散歩に行きます。

<保育計画（年間）>

ク ラ ス	保 育 計 画
0 歳 児	・安全で清潔な環境の中で、生理的欲求を満たし、心地よく過ごせるようにする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の発達に応じた援助のもと、離乳の完了や歩行の完成を促し、身の回りのものへの興味・関心を広げる。 ・特定の保育者との愛着関係を深め、心地よい気持ちのやりとりを重ねながら、豊かな感性や言葉の芽生えを育む。 ・安全で活動しやすい環境を構成し、保育者に見守られながら、運動遊びを十分に楽しむ。
1 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した生活リズムで過ごし、身の回りのこと等に興味をもち、自分でやってみようとする。 ・安心できる環境の中で好きな遊びを十分に楽しみ、好奇心を満たす。 ・保育者との信頼関係のもと、安心して自分の意思や欲求を表す。 ・遊びの中で、自分の思いを簡単な言葉やしぐさを使って表現し、身近な大人や友達との関わりを喜ぶ。
2 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・安心できる保育者との関わりの中で、簡単な身の回りの事を自分でしようとする。 ・興味のある事や経験した事を、自分なりに言葉で伝えたり表現したりする事を楽しむ。 ・友達に関心をもち、同じ場で遊んだり、やり取りをしたりする楽しさを知る。 ・保育者と一緒に、全身や手指を使った遊びを楽しむ。
そ の 他 (年間行事)	<p>入園式・対面式・ 内科健診 (年2回) 歯科健診 (年2回) 親子レクリエーション クリスマス会 思い出遠足 保育参観 (誕生月)</p>

11 給食等について

楽しく食えることや食育を通して様々な体験を重ね、「食を営む力」の基礎を作っていきます。

【献立】

アレルギーフリー (卵・乳・小麦不使用) の和給食になっています。

※主食・副食・おやつを提供する完全給食

【進め方・提供内容など】

0歳児：初めての離乳食は「ご家庭の味で」が大切です。初期1回食まではご家庭で進めて頂き、2回食に移行しましたら保育園での離乳食を開始いたします。調理形態や使用食材は、ご家庭との連絡を密にし、お子さまの負担にならないよう配慮していきます。離乳が完了するまでは午前おやつ・午後おやつの提供はありませんのでご了承ください。

※フォローアップミルクについて：離乳食が主食ばかりに偏って副食を

食べない場合に栄養を補完するものです。離乳食をよく食べる場合は不要ですので、1歳を過ぎましたら粉ミルクから牛乳に移行していきま

す。
1.2歳児：午前おやつ・昼食・午後おやつを提供します。

【アレルギー対応】

※根拠となるマニュアル

- ①保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版：厚労省）
- ②保育所における食物アレルギー対応マニュアル（2014年発行：横浜市こども青少年局）
- ③食物アレルギー対応マニュアル（当園策定）

食物アレルギー予防の観点から、初めての食品については、すべてのお子さまにおいて、ご家庭で2回以上食べてから保育園で提供します。

アレルギーの適切な管理には医師による正しい判断がすべての出発点になります。アレルギー疾患により保育園での配慮が必要な場合は「生活管理指導票」を提出して頂きます。※面談や対応の詳細は個別に相談させていただきます。

アレルギー講習や研修に職員が積極的に参加して対応の向上に努めます。

【食育活動】

身近な食材に触れたり、簡単な調理活動、収穫体験を取り入れたりしていきます。

12 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

【各種書類】

- ・児童の健康や体調を確認するもの(母子手帳のコピーや入園前健診結果等)
- ・各種保険証のコピー(健康保険証・健康乳児医療証)
- ・事前にお渡ししました書類一式(児童票・児童健康台帳等)

【持ち物】

- ・午睡用上掛け（大判のバスタオルや(冬場の場合)毛布など）1枚
- ・おしり拭き：1袋　・ビニール袋：1束
- ・雑巾：1枚（3か月ぐらいに）
- ・箱ティッシュ：1箱　※毎月1日に持参してください。
- ・ウェットティッシュ：1パック　※毎月1日に持参してください。
- ・避難水：1本(2ℓのペットボトル、賞味期限が2024. 3. 31以降のもの)

(2) 毎日持参いただくもの

- ・通園バッグ
- ・連絡帳
- ・食事用エプロン：2枚(昼食・おやつに使用)折りたためるビニール製や布製のものにして下さい(給食を食べる0歳児から1歳児)。
- ・着替え：1組 ※一つひとつに名前を必ず記入し、着替え袋にまとめて入れて下さい。
- ・オムツ5枚
- ・歯ブラシ、うがい用コップ：1セット
※2回食のお子さまから使用します。
巾着袋に入れてお持ち下さい。
- ・ガーゼ(ミルクを飲むお子さまのみ)

☆持ち物すべてに名前を記入して下さい。

(記入のないものはこちらで記入させていただきます)

☆毎週末、荷物の確認をお願い致します。

☆金曜日…バスタオル(毛布)・カバー・カラー帽子を持ち帰りいただき、洗濯をお願い致します。

☆月曜日…上記のものをお持ち下さい。

(3) 服装について

動きやすく、着脱しやすい服装が基本です。

1, 2歳児は特に、生活の中で着脱が1人でできる事を目標にしていきますので、上下つながっている服、Gパン、後ろボタン等は避けるようお願い致します。又、ひもやフード等のひっかけやすい服は避けて下さい。

個人カゴに調節のきく長袖(カーディガン、シャツ等)を入れて頂くと便利です。季節に合わせておたより又は保育士が直接服装についてその都度伝えていくように致します。

13 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意して下さい。

1. 朝は9時まで登園して下さい。玄関にタイムカードを設置しておりますので、入った時点で打刻して下さい。
遅れる場合・欠席する場合には、9:00までに電話連絡をお願い致します。
2. アレルギー対応が必要なお子様もいらっしゃる事が予測されます。
登園時に、食べ物を口に入れたまま保育園内へ入室することや、園内に食べ物を持ち込むことを控えてくださいますようお願い致します。
(誤食防止のため)
3. 朝の受け入れの際、お子さまの健康状態をお知らせ下さい。尚、風邪薬等を服用している場合は保育士にその旨をお伝え下さい。
4. 朝から37.5℃以上の熱がある場合や24時間以内に発熱があった場合は、ご家庭での静養にご協力をお願い致します。
37.8度以上熱がある場合や、熱がなくても園で1回以上の嘔吐、2回以上の下痢等、脱水の心配がある場合は、迎えの連絡を入れます。前日から具合が悪い、当日熱が高めという場合には、仕事の段取りをつけておいて下さい。

5. 原則、私物(おもちゃ・お菓子等)の持ち込みは禁止しております。
慣らし保育中については、お子さまにとって心の拠りどころとなる場合もありますので、その際には職員までご相談下さい。

(2) 降園にあたっては、次の点に留意して下さい。

1. 迎えの時間が予定より遅れる場合は、早めに園へ電話連絡をお願い致します。
基本的には契約時間内での迎えをお願い致します。
2. 同じ建物内には、住民の方が多数住んでおります。
登園時もそうですが、共有部分(廊下や通路等)で大きな声を出したり、おしゃべりをしたりするのは、他の住民の方のご迷惑になりますので止めて下さい。
迎え時の引き継ぎは玄関先にて行いますので、迎えに来られましたら玄関でお待ちください。タイムカードは、保育士からの引継ぎが終わり、お帰りの際に押して下さい。

14 保育園と保護者との連携について

ご家庭との密接な連絡を保ち、お子さまを健やかに育てていきたいと考えております。保護者の皆さまのご協力をお願い致します。

1. 入園後2週間程度は、慣らし保育の実施をお願いしております。
2. 保護者の連絡先・電話番号・その他の連絡先を明確にして下さい。
また、就労先の決定及び変更・住所・家族構成等、届出内容に変更があった際には、速やかにお知らせ下さい。
3. 連絡帳・園からのお知らせには必ず目を通し、連絡帳には前日の降園後から翌朝までのご家庭での様子をご記入下さい。
4. 保護者がお休みの場合は、お子さまと一緒に過ごすように心掛けて下さい。
5. 集団生活の為、友だちとの関わりの中で、成長の過程のひとつとして噛みつきや引っかきのトラブルが予測されますのでご理解をお願い致します。
6. 園内での様子はブログや写真販売アプリからご覧頂けます。また、園日より、連絡帳、口頭で随時報告させていただきます。

15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第47号。)に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて実施しています。

【園児健康診断】	全園児	年2回(春・秋)
【身体計測】	全園児	毎月1回
【歯科健診】	全園児	年2回

(2) 健康管理、病気のときの対応

園では、朝受け入れ時の健康確認及び体温測定(朝・夕、他必要に応じて)の他に、体に触れて睡眠時のチェックを行い、SIDS 防止に努めております。

0・1・2歳児：5分に1回

【発熱時の対応】

37.5度熱がある場合、一度保護者の方に連絡を入れます。

37.8度以上熱がある場合、熱がなくても園で1回以上の下痢・嘔吐等、脱水の心配がある場合は、迎えの連絡を入れます。

朝から熱が高めの場合には熱が上がる可能性がありますので、仕事の段取りをつけておいて下さい。

熱が高い場合は、園で十分に水分をとり、首や脇等の部分を冷やし、安静な体勢で迎えを待つよう対応しております。

【「意見書」「登園届」について】

感染症に伴う登園の許可については『保育所における感染症対策ガイドライン(厚生労働省)』に準じて、登園停止期間を定めています。お子さまが感染症にかかり登園を再開する際には、別紙①「医師が記入した意見書が必要な感染症」と別紙②「医師の診断を受け保護者が記入する登園届が必要な感染症」をご参考の上、お子さまの感染症名に当てはまる書類(意見書または登園届)にご記入頂き、保育園へ提出して下さい。保育園は集団の場ですので、ご理解とご協力をお願い致します。

【園での与薬について】

原則、園での与薬は行っておりませんが、慢性疾患に限り与薬を認める場合があります。

<該当する慢性疾患の薬>

- ・抗けいれん剤の一部
- ・心疾患用薬剤の一部など時間投薬の必要な薬剤
- ・熱性けいれんの予防薬

尚、与薬の際は「与薬依頼票」「主治医意見書」「薬剤情報書」が必要となります。

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び横浜市園医の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。(※別紙参照)

【感染症対策】

職員スタッフの毎月1回の検便実施。

大人及び子どもの手洗い・うがいの励行、消毒。

園児体温測定(登園時、午睡後)、室内換気、空調設備での温度調節、排便排尿介助後の手洗い、消毒、使い捨て手袋の使用等で保育者からの媒介も防ぐようにする。

吐物の処理に関しても、子どもの接触がないよう適切に処理をし、処理セットは、常備しておく。

玩具消毒の徹底、食器の消毒(熱風消毒、感染症が流行っている時期はピューラックスも必要に応じて使用する。

【食中毒予防対策】

調理や配膳方法で、調理場の環境（調理しやすい場であること）、衛生面（食器やテーブルの消毒等）食品の取扱（食品の産地や添加物等）には気を付け調理に携わる。

調理員並びに保育者全員の毎月1回の検便実施。

夏場など食中毒が特に流行る時期は、メニューや食品の取り扱いにも十分配慮する。

市や区の衛生管理者とも密に連携をとり、その指示にも従い食中毒を発生させないよう、事前に対策をとっていく。

【発生した場合の連絡】

玄関掲示、口頭等でお知らせする。

17 医療的ケアが必要な児童の保育について

お子さまが通う医師の診断に従いながら保育をしていきます。

保護者・医師との連携を密にし、お子さまにあった保育ができるよう努めます。

18 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	大山クリニック
医 院 長 名	大 山 学
所 在 地	横浜市都筑区茅ヶ崎南 5-1-10 ノーブル茅ヶ崎
電 話 番 号	0 4 5 - 9 4 1 - 7 1 7 1

19 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	はせがわ歯科クリニック
医 院 長 名	長谷川 裕司
所 在 地	横浜市都筑区茅ヶ崎中央六丁目1番地サウスウッド3階
電 話 番 号	0 4 5 - 5 3 0 - 0 0 1 8

20 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

いっとき避難場所	茅ヶ崎東小学校
地域防災拠点	茅ヶ崎東小学校
広域避難場所	茅ヶ崎公園一帯

21 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、お子さまの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又はお子さまの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、お子さまの身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	都筑警察署 045-949-0110
消防署	都筑消防署 045-945-0119
区役所	都筑区役所 045-948-2319

22 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	山片 奈保子
消防計画届出年月日	都筑 消防署 2022年 6月 10日
避難訓練	毎月1回実施；火災避難訓練・地震避難訓練 年1回：風水害訓練 年2回実施：不審者訓練
防災設備	消火器、火災報知器、懐中電灯 など

23 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	損保ジャパン賠償責任保険
保険の内容	園内でお子様が怪我をした場合の賠償責任保険
保険金額	【施設】

	身体：1名 5,000万円／1事故 3億円 財物：1名 300万円 【生産物】 身体：1名 5,000万円／1事故・期間中 3億円 財物：1事故・期間中 300万円
--	---

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済
保険の内容	園内でお子様の不慮の災害
保険金額	【負傷・疾病等】 （医療費が5,000円以上のもの） 医療費 <ul style="list-style-type: none"> ・療養に要する費用の額の4/10 ・高額医療の対象の場合、自己負担額の1/10を加算した額 ・入院時の食事療養費は標準負担額がある場合は、その額を加算した額 【障害】 障害見舞金 37,700万円～82万円 （通園中の災害は半額） 【死亡】 死亡見舞金 1,400万円～2,800万円 （通園中の災害は半額）

24 業務の質の評価について

小規模保育事業の 自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年1回以上、自己評価を実施 公表方法：園内掲示にて掲載
運営委員会	構成役員：運営委員長、副運営委員長、事務局、監査 実施方法：年2回以上開催 公表方法：園内掲示にて掲載

25 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 山片 奈保子 電話番号 045-511-8969
相談・苦情解決責任者	氏名 齊藤 眞紀 電話番号 045-316-4355

第三者委員	2名
-------	----

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。
 玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

26 連携施設

連携施設の種類	認可保育園
名称	社会福祉法人久遠園 横浜茅ヶ崎保育園
所在地	横浜市都筑区茅ヶ崎南一丁目12番1号
連携協力の概要	保育内容の支援、卒園後の受け入れの支援

連携施設の種類	認定こども園
名称	学校法人 岩谷学園 認定こども園エクレス
所在地	横浜市都筑区长坂8-1
連携協力の概要	保育内容の支援、卒園後の受け入れの支援

連携施設の種類	認可保育園
名称	おひさますまいる保育園
所在地	横浜市緑区中山町三丁目4番1号
連携協力の概要	保育内容の支援、卒園後の受け入れの支援

27 地域の育児支援について

- ・自治会への参加、周辺小中学校との交流等、散歩を通して商店・図書館等、地域資源の活用に努めます。
- ・連携保育園やネットワーク事務局園、近隣保育園、消防署等への訪問を定期的に保育計画に取り入れ、地域との交流をはかります。

28 その他保護者に説明すべき事項

【非常事態発生時の対応について】

1. 災害発生時

- ・保育時間中に大規模地震等の大きな地震が発生した場合は、原則的に保育園で迎えをお待ちしています。
- ・災害時は【茅ヶ崎東小学校】へ避難します。
- ・なお、最終避難場所は【茅ヶ崎公園一帯】となります。

2. 園での取り組み

- ・2方向の避難経路を確保しています。
- ・非常用飲料水・非常食の備蓄を行っています。
- ・災害に備え、保育園では消防署の指導のもと、毎月1回の地震・火災を想定した避難誘導消火訓練、年1回の風水害を想定した訓練、年2回の不審者対応訓練を行っています。
- ・施設内及び近隣の危険箇所を把握し、定期的に安全点検を行っています。

3. 日ごろの備え

- ・保護者の連絡先を明確にしておいて下さい。
- ・定期的に避難靴のサイズ確認をお願いします。
- ・日ごろから、災害時の避難についてご家族で話し合いをしておいて下さい。

4. 風水害時の保育園の対応

①避難情報等が発令されている時の対応（午前6時時点）

特別警報 （大雨・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高波）	公共交通機関の計画運休（完全運休）の予定が発表される等、送迎が困難になる恐れがある場合	警報・注意報以下
休園	※計画運休・完全運休中の登園は控えてください	/

電話連絡をさせていただきますので、必ず確認のうえ、登降園してください。

②特別警報等が午前6時以降に解除された場合

- ・計画運休、完全運休中の登園は控えてください。
- ・基本的には運転が再開されてから2時間後より開園します。（電話連絡にてお知らせいたします。）

保育士確保が困難な場合や施設に異常がある場合は、休園になることがあります。

- ・午前6時の時点で特別警報の発令又は公共交通機関の計画運休（完全運休）が発表されている場合、給食は中止します。登園するときは各自で弁当（離乳食）・水筒の

持参をお願いします。

③保育中に避難情報等が発令された場合

玄関への掲示や伝言ダイヤル、電話連絡にてお知らせしますが、指定の場所に避難していますので早急なお迎えをお願いします。お迎えの方が変わる場合、身分を証明する物の提示をお願いします。

【産休明け保育事業(産休明け保育指定園)について】

1. 産休明け保育指定園は生後57日目からのお子さまが入園できる保育園です。
2. 産休明け保育指定園では、保育士と連携してお子さまの健康状態を把握し、保育に活かしています。
3. 食事についてはお子さまの発達に合わせ、栄養士と保育士が連携して進めていきます。
4. 入園の前には、保育園にて集団生活を始める旨を、かかりつけ医へご相談下さい。

●医師が記入した意見書が必要な感染症●

下記①～⑩の感染症については、かかりつけ医師より上記の「意見書」をご記入頂き、保育園へご提出下さい。（この書類はコピーをして繰り返しご使用下さい。）

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
① 麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
② インフルエンザ	症状がある期間 (発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後、5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで(幼児(乳幼児)にあつては、 <u>3日を経過するまで</u>)
③ 風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
④ 水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
⑤ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
⑥ 結核		医師により感染のおそれがないと認められてから
⑦ 咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
⑧ 流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
⑨ 百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
⑩ 腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
⑪ 急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数か月排出される	医師により感染の恐れがないと認められるまで
⑫ 髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認められるまで

保護者の皆様

登 園 届 (保護者記入)

すまいるセンターみなみ保育園 施設長 殿

入所児童氏名 _____

病名「 _____ 」と診断され、
年 月 日 医療機関名「 _____ 」において
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園致します。

保護者名 _____

印 又は サイン _____

下記①～⑨の感染症については、登園の目安をご参考にかかりつけ医師の診断に従い、上記の「登園届」をご記入頂き、保育園へご提出下さい。

(この書類はコピーをして繰り返しご使用下さい)

なお、保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するようにご配慮下さい。

●医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症●

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
① 溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
② マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
③ 手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
④ 伝染性紅斑(リンゴ病)	発しん出現の1週間	全身状態が良いこと
⑤ ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間 (量は減少していくが数週間ウイルスが排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
⑥ ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
⑦ RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
⑧ 帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
⑨ 突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと